

令和 4 年 3 月 22 日
京 都 市

円山公園における既存施設の業種変更に係る諮問について

（諮問理由）

円山公園は東山に位置する本市最古の都市公園で、かつ国の名勝に指定されている唯一の公園であり、古くから行楽地として人々に親しまれてきました。

平成 28 年には、貴重な文化財である円山公園を将来にわたって維持・継承するため、「名勝円山公園保存管理計画」を策定し、令和 3 年夏には再整備工事が完了したことから、今後は公園の適切な保存管理とともに、公園の更なる魅力向上と活用促進に向けた検討を進める必要があります。

また、平成 29 年には都市公園法の改正が行われ、既存の公園をいかし活性化することや、公園の個性を引き出す工夫で公園をより価値のある財産とすることが、今、求められています。

円山公園の大きな特徴として、園内に飲食店をはじめとする 40 軒を超える便益施設等があり、円山公園の歴史や文化を体現するとともに、公園の賑わいや魅力を生み出す要素の一つとなっていることが挙げられます。

さらに、円山公園は四時遊覧の地として、公園開設前である江戸期以前から夜桜の名所であるとともに、東山を借景した庭園など名勝にふさわしい風景の時々刻々と変化する姿が楽しまれてきており、円山公園の魅力を味わううえで、昼夜を通じて滞在できるような施設が必要な要素の一つとなっています。

一方で、宿泊施設の設置については、都市公園法施行令で「当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合」に限定されており、設置の必要性について十分な検討を行う必要があります。

今後、円山公園の更なる魅力向上や活用促進を目指し、既存便益施設等の活用可能性を広げるため、宿泊施設への業種変更の是非及び変更を認める場合の条件について、専門的な見地から御意見をお伺いするべく、貴審議会へ諮問するものです。

<円山公園>

区 分：風致公園

場 所：京都市東山区円山町473 他

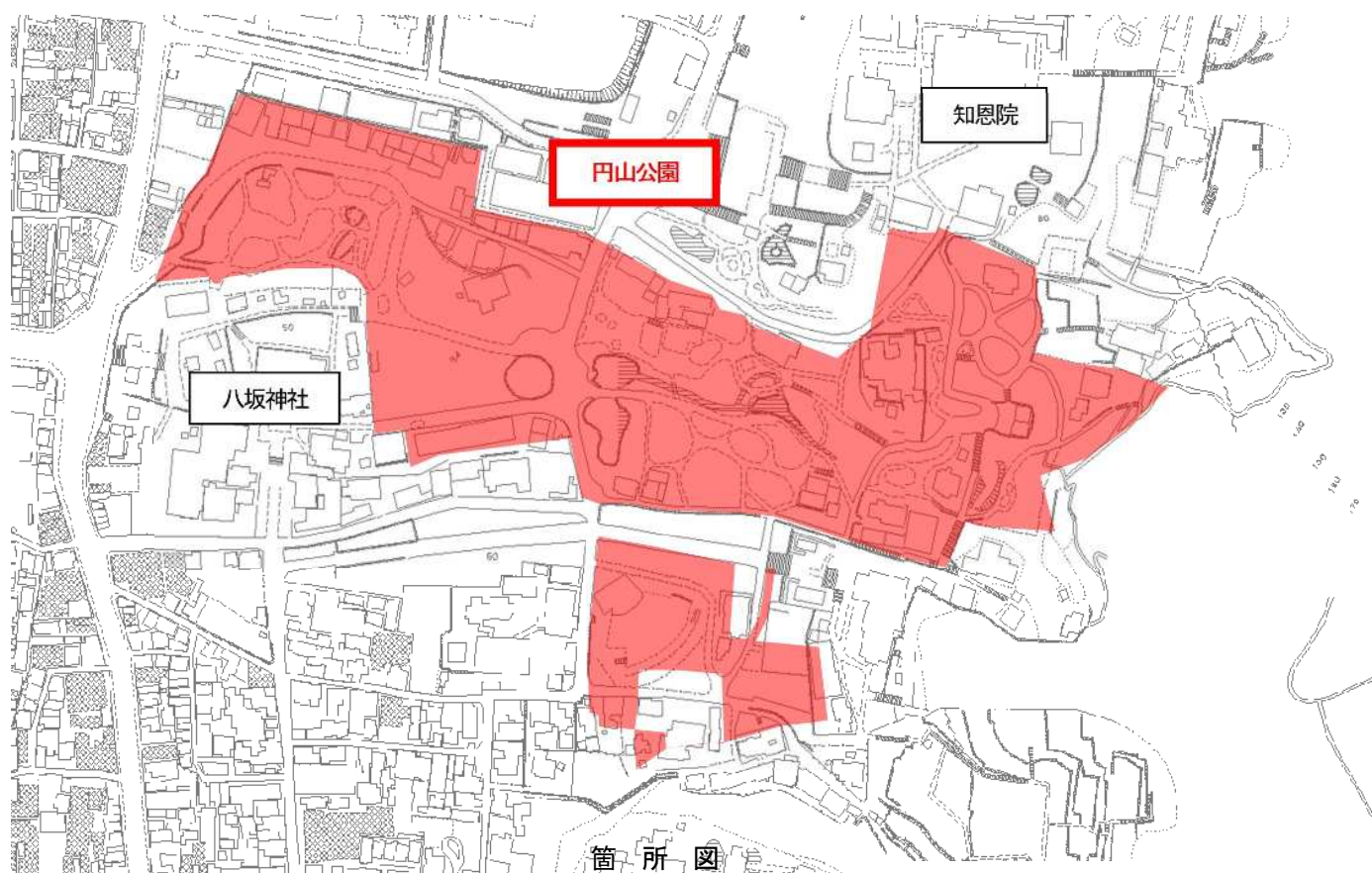
面 積：約8.6ha

開設年月日：明治19年12月25日

名勝指定日：昭和6年10月21日

そ の 他：広域避難場所

便益施設等：42軒



令和4年3月22日
京 都 市

円山公園内施設業種検討部会の設置について

＜円山公園内施設業種検討部会 部会員（案）＞

（五十音順）

	氏名	所属等	分野	備考
部会員	赤星 周平	・公益社団法人京都市観光協会事務局次長	有識者	特別委員
部会員	井原 縁	・京都市都市緑化審議会委員 ・奈良県立大学地域創造学部教授	有識者	
部会員	今西 知夫	・円山公園利活用検討会 会長 ・弥栄自治連合会 会長	地元	特別委員
部会長	深町 加津枝	・京都市都市緑化審議会委員 ・京都大学大学院地球環境学堂景観生態保全論分野准教授	有識者	
部会員	宗田 好史	・京都府立大学文学部和食文化学科教授	有識者	特別委員

（参考）京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）
（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。
（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

＜検討部会スケジュール（案）＞

令和4年3月22日 第13回京都市都市緑化審議会
：「円山公園における既存施設の業種変更について」に係る諮問
及び部会設置

4～6月頃 第1回円山公園内施設業種検討部会
：宿泊施設への業種変更の是非及び変更を認める場合の条件の検討

7～9月頃 第2回円山公園内施設業種検討部会
：宿泊施設への業種変更の是非及び変更を認める場合の条件の検討

令和4年度中 第14回京都市都市緑化審議会
：「円山公園における既存施設の業種変更について」に係る答申